

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○道路の供用開始

(道路課)

一

○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)

(都市計画課)

一

○保安林の指定施業要件の変更

(森林整備課)

二

○土地改良区の定款変更の認可

(北部地方振興事務所)

二

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

三

人事委員会

○人事委員会規則十一(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職

員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則

三

監査委員

○包括外部監査結果に関する報告の公表

三

告 示

○宮城県告示第四百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十一年四月十六日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市十八成浜金剛田九番一地从先から同市十八成浜金剛畑五番一地从先まで	平成三十一年 四月十六日

○宮城県告示第四百一十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画下水道事業

2 名称

気仙沼市公共下水道

三 事業施行期間

「昭和四十八年一月十六日から平成三十三年三月三十一日まで」を「昭和四十八年一月十六日から平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

昭和四十八年宮城県告示第九百五十一号、昭和五十四年宮城県告示第千三百二十六号、昭和六十二年宮城県告示第三百五十四号、昭和六十二年宮城県告示第千五十九号、平成三年宮城県告示第四百三十六号、平成九年宮城県告示第五百八十六号、平成十五年宮城県告示第二百四十七号、平成十六年宮城県告示第二百八十六号、平成二十二年宮城県告示第二百九十九号、平成二十七年宮城県告示第六百五号及び平成二十九年宮城県告示第三百一十二号の事業地に気仙沼市松崎片浜の一部の区域を加える。

同事業地のうち、気仙沼市中みなと町の一部の区域を削る。

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第四百一十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

登米市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

登米都市計画下水道事業

2 名称

登米市公共下水道

三 事業施行期間

変更なし

四 事業地

1 収用の部分

平成元年宮城県告示第百九号、平成三年宮城県告示第四百四十二号、平成四年宮城県告示第七百十九号、平成五年宮城県告示第千三百十七号、平成八年宮城県告示第二百五十三号、平成九年宮城県告示第千三百四十号、平成十一年宮城県告示第九百三十五号、平成十二年宮城県告示第九百四十四号、平成十六年宮城県告示第六百六十七号、平成二十二年宮城県告示第九百八十九号、平成二十七年宮城県告示第二千六百四十四号及び平成三十年宮城県告示第三百六十七号の事業地のうち、登米市迫町佐沼字新大東の一部を削る。

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第四百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十一年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城郡松島町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城郡松島町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び松島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百十五号

小山田川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十一年四月九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十一年四月十六日

宮城県北部地方振興事務所

所長 小 野 和 宏

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成三十一年四月十六日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
白石市福岡深谷字青木六十四番一、六十五番、六十六番、六十七番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

白石市大手町一番一号
白石市土地開発公社

人 事 委 員 会

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年四月十六日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

○人事委員会規則十一―二―七―二

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一多賀城市の項中「市民文化創造局長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人島川行正から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のと

おり公表する。

平成31年 4月16日

宮城県監査委員 中 島 源 哲
宮城県監査委員 村 井 嘉 浩
宮城県監査委員 石 森 建 二
宮城県監査委員 成 田 由 加 里